ロ　厚生労働省令で定める方法により算定された二次医療圏における医師の数に関する指標を踏まえて定める二次医療圏において確保すべき医師の数の目標

ハ　厚生労働省令で定める方法により算定された三次医療圏における医師の数に関する指標を踏まえて定める三次医療圏において確保すべき医師の数の目標

ニ　ロ及びハに掲げる目標の達成に向けた医師の派遣その他の医師の確保に関する施策

(3)　都道府県は、(2)の医師の確保に関する事項を定めるに当たっては、提供される医療の種別ごとに、(2)のロの指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が少ないと認められる二次医療圏（以下「医師少数区域」という。）及び医師の数が多いと認められる二次医療圏を定めることができるものとした。（第三〇条の四第六項及び第七項関係）

(4)　都道府県は、(2)の医師の確保に関する事項については三年ごと、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項については六年ごとに、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとした。（第三〇条の六関係）

(二)　地域医療対策協議会の機能強化

(1)　都道府県は、地域医療対策協議会において、医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議を行い、協議が調った事項について、公表しなければならないものとした。（第三〇条の二三第一項関係）

(2)　地域医療対策協議会の構成員に民間病院の管理者を追加することとした。（第三〇条の二三第一項関係）

(3)　(1)の協議を行う事項は、次に掲げる事項とすることとした。（第三〇条の二三第二項関係）

イ　医師少数区域等における医師の確保に資するとともに、医師少数区域等に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画に関する事項

ロ　医師の派遣に関する事項

ハ　イの計画に基づき医師少数区域等に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項

ニ　医師少数区域等に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項

ホ　医師少数区域等における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う文部科学省令・厚生労働省令で定める取組に関する事項

ヘ　医師法の規定によりその権限に属させられた事項

ト　その他医師の確保に関する事項

(4)　都道府県知事は、(3)のロの事項についての協議を行うに当たっては、医師の派遣が医師少数区域等における医師の確保に資するものとなるよう、(一)の(2)のロの指標によって示される医師の数に関する情報を踏まえること等に配慮しなければならないものとした。（第三〇条の二三第三項関係）

(5)　都道府県知事は、(1)の協議が調った事項に基づき、特に必要があると認めるときは、地域医療対策協議会の構成員に対し、医師少数区域等の病院又は診療所における医師の確保に関し必要な協力を要請することができるものとし、当該構成員は当該要請に応じ、医師の確保に関し協力するよう努めなければならない（公的医療機関にあっては、協力しなければならない）ものとした。（第三〇条の二四、第三〇条の二七及び第三一条関係）

(三)　地域医療支援事務及び医療勤務環境改善支援事務の見直し

(1)　都道府県の地域医療支援事務について、(二)の(1)の協議が調った事項に基づき実施するものとし、また、地域医療支援事務に次に掲げる事務を追加することとした。（第三〇条の二五第一項関係）

イ　(二)の(3)のイの計画を策定すること。

ロ　(二)の(3)のロからニまでの事項の実施に関し必要な調整を行うこと。

(2)　都道府県又は委託を受けた者は、医療勤務環境改善支援事務を実施するに当たり、医師少数区域等に派遣される医師が勤務することとなる病院又は診療所における勤務環境の改善の重要性等について特に留意するものとした。（第三〇条の二一第三項関係）

(3)　都道府県又は委託を受けた者は、地域医療支援事務及び医療勤務環境改善支援事務を実施するに当たっては、相互に連携を図らなければならないものとした。（第三〇条の二一第四項及び第三〇条の二五第五項関係）

3　地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応に関する事項

(一)　都道府県は、二次医療圏その他の都道府県知事が適当と認める区域（(三)において「対象区域」という。）ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者（この3において「関係者」という。）との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、次に掲げる事項等について協議を行い、その結果を取りまとめ、公表するものとした。（第三〇条の一八の二第一項関係）

(1)　2の(一)の(2)のロの指標によって示される医師の数に関する情報を踏まえた外来医療に係る医療提供体制の状況に関する事項

(2)　病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事項

(3)　複数の医師が連携して行う診療の推進に関する事項

(4)　医療提供施設の建物、設備、器械及び器具の効率的な活用に関する事項

(二)　関係者は、(一)の協議に参加するよう都道府県から求めがあった場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において関係者間の協議が調った事項については、その実施に協力するよう努めなければならないものとした。（第三〇条の一八の二第二項関係）

(三)　都道府県は、対象区域が構想区域その他の都道府県知事が適当と認める区域（この(三)において「構想区域等」という。）と一致する場合には、当該対象区域における(一)の協議に代えて、当該構想区域等における地域医療構想の達成を推進するために必要な事項についての協議の場（4において「地域医療構想調整会議」という。）において、(一)の(1)から(4)までの事項等について協議を行うことができるものとした。（第三〇条の一八の二第三項関係）

4　地域医療構想に係る都道府県知事の権限の追加に関する事項

(一)　都道府県知事は、病院の開設又は病院の病床数の増加（以下「病院の開設等」という。）の許可の申請があった場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む構想区域における療養病床及び一般病床の数の合計が、医療計画において定める当該構想区域における将来の病床数の必要量の合計に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設等によってこれを超えることになると認めるときは、申請者に対し、当該構想区域において病院の開設等が必要である理由等を記載した書面の提出を求めることができるものとした。（第七条の三第一項関係）

(二)　都道府県知事は、(一)の理由等が十分でないと認めるときは、申請者に対し、地域医療構想調整会議における協議に参加するよう求めることができるものとし、また、地域医療構想調整会議での協議が調わないとき等は、申請者に対し、都道府県医療審議会に出席し、(一)の理由等について説明をするよう求めることができるものとした。（第七条の三第二項及び第四項関係）

(三)　申請者は、都道府県知事から(二)の求めがあったときは、これに応ずるよう努めなければならないものとした。（第七条の三第三項及び第五項関係）

(四)　都道府県知事は、(二)の協議及び説明の内容を踏まえ、(一)の理由等がやむを得ないものと認められないときは、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、申請者（公的医療機関等に限る。）に対し、病院の開設等の許可を与えないことができるものとした。（第七条の三第六項及び第七項関係）

(五)　(一)から(四)までは、診療所の病床の設置又は病床数の増加の許可の申請について準用するものとした。（第七条の三第八項関係）